

参議院議員選挙

投票日 7月10日(日)
午前7時～午後8時

問選挙管理委員会事務局 (〒189-0014本町1-1-1、北庁舎2階)

これからの国政の担い手を決める大事な選挙です。貴重な一票を大切にし、必ず投票しましょう。

投票所入場整理券をお持ちください

投票所入場整理券は6月22日(水)ごろ、世帯ごとに封書で郵送します。入場整理券は投票日時等の確認や事務処理を円滑に行うために必要です。投票日当日に本人が投票所へお持ちください。入場整理券を紛失した場合や郵送で届かなかった場合でも、投票資格があれば投票できます。投票日当日、該当する投票所の係員にお申し出ください。

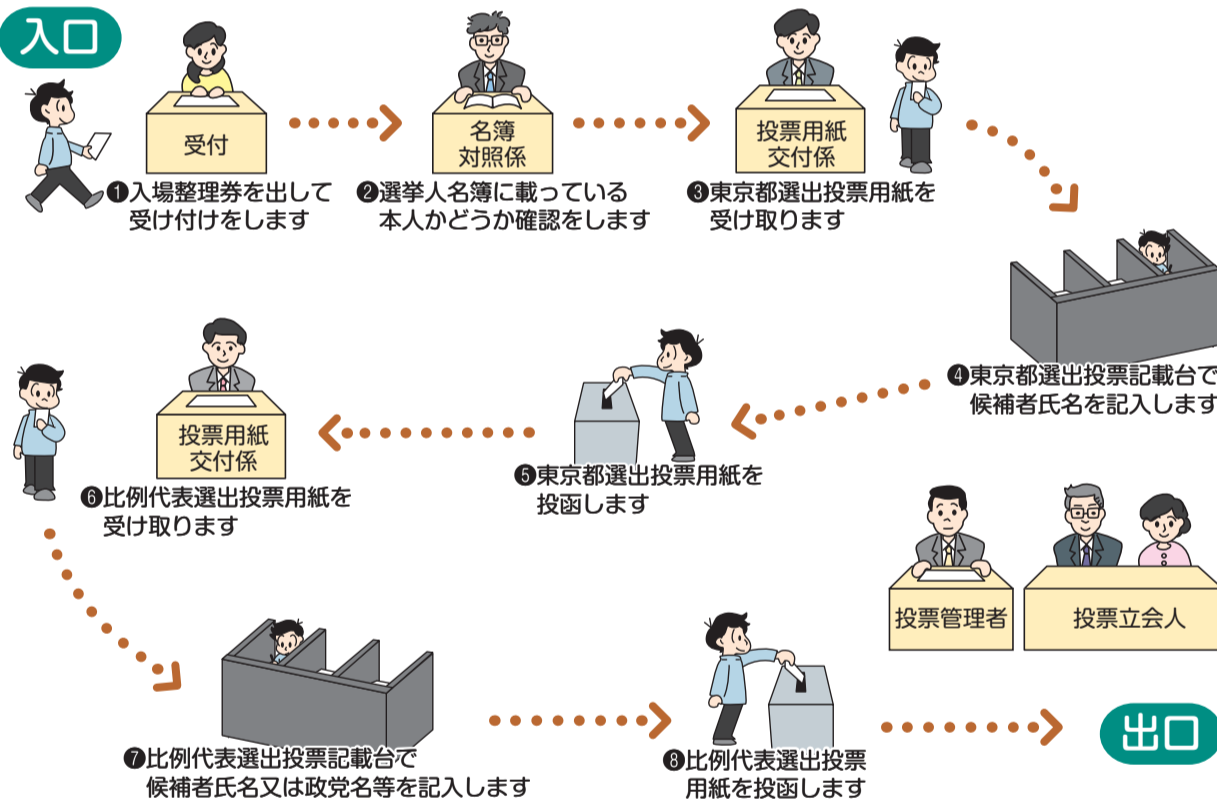
なお、入場整理券が届いても投票日当日に投票資格がないかたは投票できません。住所を異動する場合など不明な点はお問い合わせください。

投票所内での禁止事項

- 携帯電話・スマートフォンの使用
- 撮影や飲食
- ペットの連れ込み
- 投票先の相談(家族や知り合い同士でも違法)
- 大声を出す、落書きをするなど、ほかのかたの投票の妨げとなる行為

投票の方法

- 東京都選出 薄い黄色の投票用紙に候補者氏名を記入
- 比例代表選出 白色の投票用紙に候補者氏名又は政党名等を記入



新型コロナウイルス感染症対策

期日前投票所、投票所および開票所では、選挙事務従事者等はマスクの着用、せきエチケットの徹底、手洗い・手指消毒等の徹底に努めます。また、多くの人に触れる記載台等の定期的な消毒、投票所等内の換気を行います。

投票するかたも投票所内でのマスクの着用、せきエチケットの徹底、鉛筆の持ち込み、投票前後の手洗い・手指消毒にご協力ください。

なお、混雑時には入場をお待ちいただくことや、前のかたとの距離を保って並んでいただくなどの対応を行う場合があります。通常より投票に時間がかかることが予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

詳細は入場整理券に同封のチラシをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症で療養中のかたへ

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受け、自宅や宿泊施設等での療養期間が6月23日(水)～7月10日(日)に重なる場合は、郵便等による投票ができます。詳細は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投票できるかた

- 日本国民であること
- 令和4年7月10日現在、満18歳以上(平成16年7月11日以前生まれ)のかた
- 4年3月21日までに転入届を出し、引き続き東村山市に住んでいて選挙人名簿に登録されているかた
- 東村山市から住所を移して4か月を経過しないかたのうち、東村山市の住民登録が3か月以上あったかた

最近市外から転入したかた

令和4年3月22日以降に転入届を出したかたは東村山市の選挙人名簿に登録されないため、東村山市では投票できません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票することができますので、前住所地の選挙管理委員会に確認してください。

最近市内で転居したかた

令和4年5月31日以降に転居届(市内での異動届)を出したかたは、転居前の住所地の投票所で投票してください。

お体の不自由なかた等へ

各投票所には車いす、点字器、老眼鏡、ルーペ、コミュニケーションボード(※)等を用意していますので、必要な場合は投票所の係員にお申し出ください。

投票用紙への記入が困難なかたは「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守りますので、遠慮なくお申し出ください。

また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

なお、投票所で車いすを押すなどの介助が必要なかたは投票所の係員がお手伝いします(家族であっても投票所内では付き添いはできませんのでご了承ください)。

※投票に来られたかたからの質問や依頼をイラストでまとめたものです。発声困難であっても、指差しでコミュニケーションをとることができます。

在外投票

在外選挙人名簿に登録されているかたで、一時帰国した場合や日本国内に住所を移したあと国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示することで国内の投票方法(期日前投票、不在者投票、投票日当日投票)で次の投票所に限り投票できます。

期日前投票・不在者投票

北庁舎1階「第2会議室」

投票日当日投票

第1投票所(東村山市役所本庁舎)

期日前投票

投票日の7月10日(日)に仕事や外出、出産等の理由で投票ができないかたは期日前投票ができます。

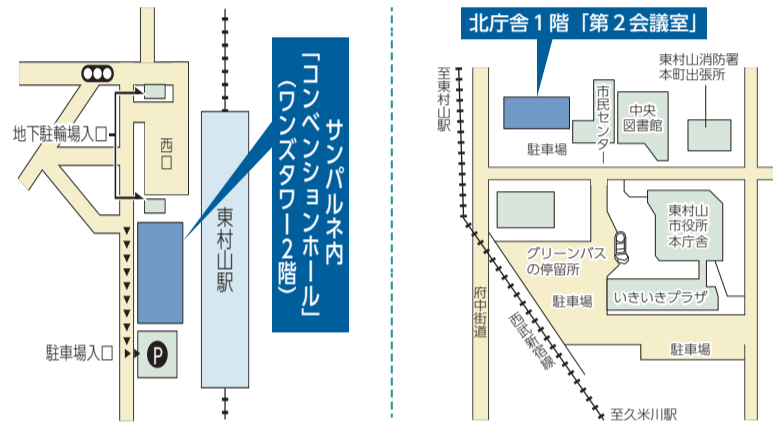
注意
 ○投票所入場整理券裏面の宣誓書に記入し、期日前投票所(表1)へお持ちください。
 ○投票日に18歳になるかたでも期日前投票を行おうとする日に17歳のかたは、表1の会場で不在者投票として受け付けます。

表1

場所(下図参照)	期間	時間
北庁舎1階「第2会議室」	6月23日(木)～7月9日(土)	午前8時30分～午後8時
サンパルネ内「コンベンションホール」(ワンズタワー2階)	7月7日(木)～9日(土)	午前9時～午後8時

※サンパルネの駐車場は有料です。
 ※サンパルネへ自転車でお越しのかたは東村山駅西口地下駐輪場をご利用ください。

期日前投票所案内図



投票区域一覧

第12投票区(※)の投票所が「旧第二保育園」から「希望の郷 東村山」(萩山町1-35-1)に変更となっています。萩山町1丁目在住のかたはお間違えのないよう、ご注意ください。

投票区名	投票所区域	投票所名
第1投票区	本町1・3・4丁目	東村山市役所本庁舎
第2投票区	本町2丁目、久米川町3・4丁目	久米川小学校
第3投票区	久米川町1・2・5丁目	東村山第二中学校
第4投票区	秋津町2丁目1～7・15～21 秋津町3丁目 秋津町4丁目1～19・23～32	秋津小学校
第5投票区	秋津町1・5丁目 秋津町2丁目8～14・22～43 秋津町4丁目20～22・33～42	秋津東小学校
第6投票区	青葉町2・3丁目	青葉小学校
第7投票区	青葉町4丁目	全生園公会堂
第8投票区	青葉町1丁目	さくらコート青葉町
第9投票区	恩多町3丁目1～19、恩多町4丁目 恩多町5丁目1～44	東村山第五中学校
第10投票区	恩多町1・2丁目 恩多町3丁目20～45 恩多町5丁目45～55	野火止小学校
第11投票区	萩山町5丁目、栄町1丁目	東村山第三中学校
第12投票区(※)	萩山町1丁目	希望の郷 東村山
第13投票区	萩山町2・4丁目	萩山小学校
第14投票区	萩山町3丁目	都営集会所
第15投票区	栄町2・3丁目	八坂小学校
第16投票区	富士見町1・5丁目	東村山第一中学校
第17投票区	富士見町2～4丁目	私立明法高校
第18投票区	美住町1・2丁目	第四保育園
第19投票区	廻田町1～4丁目、多摩湖町2・3丁目	廻田小学校
第20投票区	多摩湖町1・4丁目、野口町2・3丁目	東村山第四中学校
第21投票区	諏訪町1～3丁目、野口町1・4丁目	化成小学校

★入場整理券に各投票所の地図を掲載していますのでご確認ください。

指定施設での不在者投票

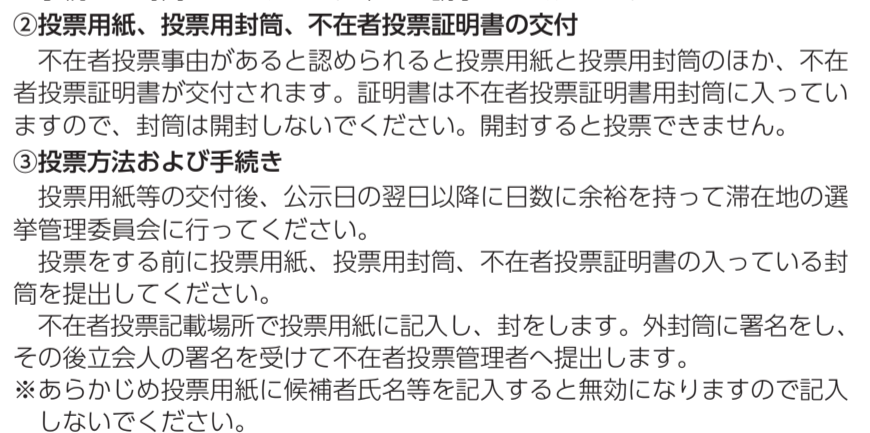
病院・老人ホーム等に入院・入所しているかたは、その施設が不在者投票指定施設であれば施設で投票できます。

投票用紙の請求は入院・入所中の施設長を通じて行います。
 ※投票期間は公示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。

遠隔地での不在者投票

仕事等で市外に滞在しているかたは、事前の手続きをすることで滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

- 投票用紙および投票用封筒の請求**
 東村山市の選挙人名簿に登録のあるかたは、投票用紙および投票用封筒を請求できます。不在者投票宣誓書兼請求書に自筆で記入し、選挙管理委員会事務局に郵送で請求してください(ファクス不可)。
 ※不在者投票宣誓書兼請求書は市ホームページからダウンロードできます。
 ※手続きに時間がかかります。早めに請求してください。
- 投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書の交付**
 不在者投票事由があると認められると投票用紙と投票用封筒のほか、不在者投票証明書が交付されます。証明書は不在者投票証明用封筒に入っていますので、封筒は開封しないでください。開封すると投票できません。
- 投票方法および手続き**
 投票用紙等の交付後、公示日の翌日以降に日数に余裕を持って滞在地の選挙管理委員会に行ってください。
 投票をする前に投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書の入っている封筒を提出してください。
 不在者投票記載場所で投票用紙に記入し、封をします。外封筒に署名をし、その後立会人の署名を受けて不在者投票管理者へ提出します。
 ※あらかじめ投票用紙に候補者氏名等を記入すると無効になりますので記入しないでください。



郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちのかたで表2に該当するかたは郵便等投票ができます。

表2

手帳の種類	症状	等級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

- 郵便等投票を行うかたは郵便等投票証明書が必要**
 選挙管理委員会事務局にある郵便等投票証明書交付申請書に選挙人本人又は代理記載人(届出済のかた)が署名し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて、直接同事務局へ申請してください。
 ※すでに郵便等投票証明書(有効期限内)をお持ちのかたはこの手続きは不要です。
 - 郵便等投票用紙を請求してください**
 郵便等投票証明書と選挙管理委員会事務局で配付する請求書を添えて、7月6日(木)までに郵送又は直接同事務局へ請求してください。
 ※投票用紙の請求は公示日(6月22日)前からできます。
 ※投票用紙は公示日以降に選挙人本人又は代理記載人に送付します。
 - 投票用紙と封筒が届いたら**
 選挙人本人又は代理記載人(届出済のかた)が候補者氏名・政党名等を記入し、7月9日(必着)までに選挙管理委員会事務局へ郵送してください。
- 代理記載制度**
 表2のかたのうち、さらに次のいずれかに該当し、代理記載人を選任できるかたは代理記載制度に該当しますので郵便等投票証明書交付申請書と併せて申請してください。
 ○身体障害者手帳の上肢又は視覚障害の1級
 ○戦傷病者手帳の上肢又は視覚障害の特別項症～第2項症
 ※交付申請書は代理記載人が提出することもできます。

選挙公報

選挙公報は投票日の2日前までにシルバー人材センターの会員が各世帯に直接配布します。

開票

日 7月10日(日)午後9時から
 場 スポーツセンター(久米川町3-30-5)